

令和 3年5月10日 開会

令和 3年5月10日 閉会

(臨時第3回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 30 号

令和 3 年第 3 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 3 年 4 月 26 日

日吉津村長 中田達彦

1. 日 時 令和 3 年 5 月 10 日 午後 1 時 30 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
 3. 付議事件 1) 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）について
-

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘	山 路 有
橋 井 満 義	三 島 尋 子
松 本 二三子	河 中 博 子
前 田 昇	松 田 悦 郎
加 藤 修	井 藤 稔

○応招しなかった議員

な し

第3回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和3年5月10日(月曜日)

議事日程（第1号）

令和3年5月10日 午後1時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 報告第7号 長期継続契約について
 - 日程第5 議案第25号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について
 - 日程第6 常任委員会の選任について
 - 日程第7 常任委員長・副委員長の互選結果の報告について
 - 日程第8 議会運営委員会の選任について
 - 日程第9 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第7号 長期継続契約について
- 日程第5 議案第25号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について
- 追加日程第1 議長辞職の件
- 追加日程第2 議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更の件
- 追加日程第4 副議長辞職の件
- 追加日程第5 副議長の選挙
- 日程第6 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について
- 日程第8 議会運営委員会委員の選任について

日程第9 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について

追加日程第6 行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告

追加日程第7 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙

追加日程第8 米子市、日吉津村中学校組合議会議員の選挙

追加日程第9 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第10 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 山 路 有
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	高 森 彰	書 記	森 下 瞳
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開
会計管理者	西 珠 生		

午後1時30分 開会

○議長（井藤 稔君） 皆さんこんにちは、ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達

しておりますので、令和3年第3回日吉津村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井藤 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、加藤修議員、1番、長谷川康弘議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井藤 稔君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします、本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長から答申のあったとおり本日一日限りとしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井藤 稔君） 日程第3、諸般の報告を行います。村長から報告願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） なければ、以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第7号

○議長（井藤 稔君） 日程第4、報告第7号長期継続契約についてを議題とします。村長からの報告を求めます。

はい、中田村長。

○村長（中田 達彦君） 報告第7号長期継続契約について、別紙報告書を付しまして報告させていただきます。

日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成25年条例第22号）第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものでございます。

報告する案件は1件でございます。小学校のクラウド型セキュリティサービスのライセンスにかか

る賃貸借契約です。契約の相手方は株式会社鳥取県情報センター、契約金額は年額5万5,704円。契約期間は5年間でございます。

詳細については添付しております一覧表をご覧くださいまして長期継続契約の報告とさせていただきます。

○議長（井藤 稔君） 以上で提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（井藤 稔君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

日程第5 議案第25号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、議案第25号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第25号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について提案理由を説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ291万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億203万8,000円とするものでございます。

歳出から主なものを申し上げます。はじめに、6ページをご覧ください。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費の負担金、補助及び交付金に128万5,000円を計上しておりますが、これは個人番号通知書・個人番号カード関連事務等の委託に係る負担金を補正するものでございます。

次に、8ページをご覧ください。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費の職員手当等に28万円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスワクチン接種にかかる管理職員の特別勤務手当でございます。

同じく、8ページになりますけれども、第9款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費の需用費に122万4,000円を計上しておりますが、これは小学校体育館の音響設備の機器更新が必要となったこと等による施設修繕料でございます。

次に、9ページをご覧ください。第9款 教育費、第4項 社会教育費、第2目 公民館費の需用費に49万5,000円を計上しておりますが、ヴィレストヒえづの屋根に設置しております太陽光パネルが一部破損したことによる施設修繕料でございます。

なお、全体を通しての人員費につきまして、職員並びに会計年度任用職員の人事異動、昇格等に伴う補正を行っております。

次に、歳入につきまして、5ページをご覧ください。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金の総務費補助金に40万7,000円を計上しておりますが、これは個人番号カード交付事業費補助金の追加交付分でございます。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第3目 衛生費国庫補助金の保健衛生費補助金に29万6,000円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスワクチン接種にかかる体制確保事業費補助金でございます。

なお、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金を362万1,000円減額し、歳入歳出を調整しております。

以上、議案第25号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。3ページの債務負担行為についてですけれども、この債務負担行為っていうのは、入札をする前に出しておくということで了解はしますが、工事のスケジュールというか行程表というのはいつ示していただけますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 失礼いたします。三島議員のご質問にお答えいたします。これまでも、おおまかなスケジュールとしてはお示しをさせていただいてきたところだと思っておりますが、来月6月には契約という形になります。6月議会の時には、詳しいスケジュールについてもお示しをできるということで、準備を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思っております。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） ということは、入札は6月議会より前にされるということでしょうか。議会が終わってから行程表により、順次事業は進めていくのかなというふうに思っておりますので、6月に入っていくということになれば、もう決められているのかなと思いましたが、そうではないですね。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。おおまかなスケジュール自体はだいたい決まっております。それに基づきまして今後、今の入札等の手続をしまして、契約金額の方が大きくなりますの

で、議会の方の承認をいただく案件になってまいりますので、6月議会の方でそちらもお願いするよ
うな恰好になって来るかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） これ一般会計全部まとめてですね、議長さん、質問は。

○議長（井藤 稔君） はっ、えっ。

○議員（4番 三島 尋子君） 次、会計の方にちょっと入らせていただきますけれども、一回しかな
いので、これで見ますと了解はしますけれども、学校管理費の中で修繕費が122万4,000円と提案に
なっています。これ小学校体育館の音響設備の器機の更新が必要になったということでしたね、説明
が、それですけれども、これは当初予算を組むまでにはわからなかったということなんでしょうか。
それが1点と、それから人事異動でたくさん人件費が、異動が計上されておりますけれども、職員の
異動表をみて見ましたり、人事の報告が前にあった時に、職員が減になっていますね。正規職員が1
名、会計任用職員が1名、減になっておるのではないのでしょうか。そういうことがある中で、これま
でも厳しい、大変難しい事務が増えてきている中で職員が減ってきて、事務が順調に回るのかなとい
うことをちょっと思いましたので、その点についてが1点と、それと人事異動の表ですね、事務分担
表というのはいつ示していただけますでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。この度の人事異動で、職員が減
になっているということでございます。おっしゃるとおりでございます。退職された方がいらっし
やいます。それにつきましては、まああの、補充部分は会計年度任用職員を募集をいたしまして、そ
れで対応していきたいというふうに思っております。

心配していただきますとおり、住民サービスが低下をしないように、やはりそこは全員でカバーし
ながら進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

それと事務分署につきましてはこれは不見識で、議会の方にお示しをするのでしょうか。議会の方
にお示しをするということでしょうか。

○議員（4番 三島 尋子君） いや、いつもなんか広報に入りますよね、異動が。

○総務課長（小原 義人君） はい、すみません失礼いたしました。その辺につきましては、8月号の
広報で今掲載をするように予定をいたしております。よろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） はい、三島議員のご質問にお答えします。令和3年度の当初予算で入れ
なかったというふうなことについてですが、この音響設備の不具合等が入学式の時にはっきりしまし

て、その後点検を行いました。ですので、この必要が把握できたのが当初予算計上した後になりましたので、このように補正で上げさせていただきました。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。歳入の方の5ページに、個人番号カードの交付事業補助金ということで、追加の交付というふうに説明を受けました。それと関連するかと思うんですが、歳出の方の6ページに、個人番号カードの関連事務等委託負担金というのが128万出ているわけですが、個人番号カードの普及事務に当たって何か内容に変更等が追加があつて、それを今度委託するというのは、どういったところに委託するのかなというところを、関連があるんじゃないかと思うので説明をいただきたいというふうに思います。

それから歳出の8ページで、衛生費の中にワクチンの接種に対して管理職員が特別勤務手当ということで上がっております。ざっと、期間と述べ何人といいますか、何時間ですか、管理職の方の勤務の想定をお示しいただければなあというふうに思います。

それからもう1点最後ですが、14ページの、先ほど同僚議員から一部質問があつたんですが、会計年度任用職員の人事異動に伴う退職というような説明が、このページ2カ所みえるんですが、人事異動に伴う退職という意味合いを少し補足いただければなあと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まず、新型コロナウイルスワクチンの接種にかかる職員手当でございますけれども、現在集団接種ということで、ヴィレステひえづで平日1回、日曜日1回の接種をさせていただいております。

それで平日はまあ関係ありませんので、日曜日の事務に対する手当になりますが、一応今の段階では7月11日までを予定しております。管理職さん課長級が8,000円で20回、それから課長補佐級が6,000円で20回というような今は試算をしているところでございます。

それから会計年度任用職員の人事異動に伴う退職という表現にしておりますけれども、どちらかというと、この人事異動に伴うというのは相応しくないと思います。会計年度任用職員の退職によるということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。5ページと6ページの個人番号カードの事業の件でございます。これの事業ちょっと簡単に説明いたしますと、この事業につきましてはマイナンバー、法律の中で個人番号の事務は、市町村長の責務だということが決まっております。

その事業に対して各市町村の事務の軽減を図ることが目的で、一括で事業を委託するということになっておりまして、それが地方公共団体情報システム機構というところに、全国の市町村がそこに事務を委託します。そしてその事務に要する経費を、人口割で各市町村に請求があるんですけども、その分を歳出で組んだ128万5,000円の部分でございまして、それに対して補助金で国が10分の10戻しますということでございます。

それが5ページで、この度40万7,000円ということ組んでおりますけども、当初87万8,000円ということが内示できておりましたので、その分を組んだ差額が4月16日の県からのメールでまいりまして、それが128万5,000円ということでございます。その分をこの度、歳入と歳出で調整させていただいて、補正さしていただいたものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） だいたいわかりましたが、今の個人番号カードですね、県から128万5,000円来たというのは、要するに当初予算の時には予定はされていなかったのが4月になって金額が判明して、補正というふうなことですね。ゼロからこれが達したわけですね。ちょっと、その辺、確認をいただきたい。

○議長（井藤 稔君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えします。ご指摘の部分で、歳入再出を当初組んでおかないといけなかったということでございますけれども、この辺の事業費補助金とか、事務費補助金ということがございまして、マイナンバーカードの交付事務が住民課の管轄なんですけれども、事業費補助金は住民課の管轄という認識をちょっと当初もっておりませんでして、その辺の内容を見て見ますと住民課の関係だということございまして、それが歳入だけの予算しか組んでおりませんで、それがもれていたということで、歳出をこの度組ませていただいたものでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。まず、5ページについて、ちょっとついて歳入の部分ですけども、この新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金29万6,000円が計上されておりますけれども、まず、これは1回きりで終わるものなのかなと、多分に長丁場になるというふうに思っておりますので、このあたり、どのように考えられているのかなということを第1点、それから2点目がこれはちょっとわかれば教えてほしいですけども、例えば65歳以上高齢者、おおよそいつくらいまで終わって、16歳以上これがいつぐらいにだいたい目途を考えられているのかなと、この2点。

それから9ページ、先ほど公民館費でヴィレストの太陽光パネル、同僚議員もちょっと質問したところですけども、今考えると保険適用もされるというような話も聞いたんですけども、こういう計上をするとですね、これ保険適用されてなくて自費で修理しなければならないという予算計上になるのではないかなど、本来ですと、後はこれ保険適用になれば業者とかが修理を請け負って、修理代を保険屋さん調整するというのが、なんか本来の姿でないかなどというふうに、順序的にね、思いますけども、このあたりちょっとわたし理解できないんで質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井藤 稔君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 山路議員のご質問にお答えいたします。まず、ワクチン接種の補助事業ということなんですけれども、国の方からはこのワクチン接種体制確保については、国の方で財政を支援していくということで伺っておりますので、基本的には村とし体制を整えて、必要な体制として配置した職員の手当でありますとか、それに伴う事務に係る経費については、国の方で見ていただけると認識をしております。

つづきまして2点目の、65歳以上の接種について今後の見通しということなんですけれども、日吉津村としましては、集団接種、それから個別接種ともに7月の中旬には終了を見込んでおります。集団接種の方は、先ほどありましたが7月11日は最後の予定日としておりますので、ここで2回皆さんに終わっていただけるということで、ご希望の方ですけども予定をしております。

それで続きの接種順位の基礎疾患のある方、また高齢者施設に従事される方の接種には、できましたら6月には次の段階に向かっていきたいということで、スケジュールを、今予定をしております。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） いや、2回目になるから、質問に対して答えていないから。全体としてはいつぐらいに終わりますかというのがもう一つ。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 全体としてということなんですけれども、その下の64歳以下というところになりますと、ここにつきましては近隣の進捗の状況を見ながら、接種を集団接種でどこまでやっていくのかということもありますし、後医療機関がどの程度個別接種で対応していただけるのかということも、また、広域で接種が可能になるのかというようなこともございまして、今の段階ではっきりいつということがわからないですけども、日吉津村はとにかく次の7月、先ほど言いましたが、中旬には65歳以上の方が終わられますので、次の段階に移って、できるだけ早く終わっていただけるように進めたいというふうには考えております。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 山路議員のご質問にお答えいたします。ヴィレステひえづの太陽光パネルの一部破損についての保険のご質問がございました。この一部破損については保険が適用と考えて申請等も行っていますが、これがどのような形で全額がホローされるのかどうかというふうなことがまだ決定しておらず、その連絡待ちの状態であります。ですので、歳入がどれだけ、どういうふうになるかということが現時点ではわからないため、それについては計上されていないということでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 最初の橋田課長の答えられた内容ですけれども、なんとか早く、頑張っておられるというふうに、わたしも1回目の接種が終わりましてですね、本当に大変だなというのはいまみえています。ただ、特に首都圏が非常に増えているという状況があれば、一つ努力していただいであくまでも希望者になりますけれども、そのあたりのPRもしていただいてなんとか全員の方が基礎疾患があっても、全員の方が接種が終わるように努力してほしいなど、別段もうこれ答弁いりませんので、後、太陽光の件に関しては、本来ですとこういう予算計上、この業者と保険屋がやった中で、マイナス部分が出たのを計上するというのが本来のすじで、わからないから全額をここに計上するというじゃなくて、保険屋さんと業者が話し合っ、そこでマイナス部分が出てきた時に予算計上がこれが普通のスタイルじゃないでしょうか。

○議長（井藤 稔君） 暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

.....

午後2時05分 再開

.....

○議長（井藤 稔君） 再開いたします。

横田課長。

○教育課長（横田 威開君） 山路議員のご質問にお答えします。このヴィレステひえづの太陽光パネルの保険についてなんですが、自動車などの保険とは異なってですね、この設置業者と保険会社が直接やり取りをしてどのようにするかというふうな、このやり取りをする保険ではないというふうなことでした。それで実際に修理にこれだけ掛かった。それに対してじゃあ保険会社が全体、あるいは一部それに対して保証するかどうかというふうなことで、また額が決定になるそうなんですが、現段階では保険会社が適用になるかどうかというふうなことは、何も示しておられません。

それでここには、修理に必要な金額等をこのように見積もりを取って出してはいるんですが、もし、

保険の適用になるというふうなことでありましたら、改めて歳入で計上させていただきたいというふうに予定しております。以上です。

○議長（井藤 稔君） 山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。あの、いけないとは言っていないので、ただ、車とかおいといても最終的にこうした6月であろうと、補正を上げる場合はその差額分についてあげていくのが本来の道理でないかなと、車とか何とか比べる必要なくて最終的にこれだけが不足したと、それを補正でもってあがってくるというのが、本来のスタイルでないかなというふうには思っておりますけれども、まああのこれはこれで理解しますけれども、きちんと直していただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） ほかに質疑はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。2点お伺いしたいと思います。これ、先ほど来から教育委員会への質疑が集中しているなというふうに思います。

まず、1点目が体育館の音響関係、それから先ほどありましたソーラーパネルの件、これ2点です。

まず先ほど来、同僚議員からの質疑でもあったんですが、分かったような分からないような気がしておるもので確認をしたいと思います。

まず、今回の5月の臨時会でこの補正したのは、入学時にこの不備が判明をして、今回122万4,000円の修繕料として計上したということであります。施設の修繕料ということの説明ではありますが、この122万4,000円で体育館の音響の何がだめで、なにをどういうふうにしよるかということが、ちょっと分かっておりません。例えばアンプなのかスピーカーなのか設備のラインなのか、さまざまなものがあると思いますが、これは修繕ということですので壊れたものを直す、それで途中の話の中では更新だとか、修繕だとか、何か言葉が混雑しておるように思いましたので、この部分をはっきりと、どこの何を買直すのか、修繕をするのか、ということを確認にお願いしたい。

それからこのソーラーパネルの件ですけれども、先ほどから聞いておりますけれども、5月のきょう10日ですけれども、来月にはまた定例会が始まってまいります。そうして時系列の分でいきますと、今度臨時会において補正でこの金額計上して、けれども保険屋の云々の対象の部分というのが、いまだこれがはっきりしないということであれば、この5月のこの時点から6月の定例会が始まるまでに、概ねある程度そこは判明がつくのではないかと、改めて6月の定例会にきちっとこの補正を出されても良かったのではないかなというような、穿った見方もできるわけでありまして。

そこで何をこのように、重箱の隅をつつくような話を言ってるように思われるかも知れませんが、

通常、建物についての全体の保険の部分について、ソーラーも含め保険に入っておられるんじゃないかなというふうに推測をするわけであります。

それで、そのソーラーの部分については、あそこは売電の云々の関係があって、それをされてこういうちょっと複雑なことになっているのかなあとも思ったりしたんですが、それはおいといて、保険の云々のタイミングというのは、今の定例会と臨時会の間でそこがきちっとされればいいなというふうに思っていますので、保険屋さんとのタイムラグというものが、論理整合性があまりないなというふうにわたしは感じております。

それでこのソーラーパネルの何がどういう要因でこれ修繕が必要だと、例えばその保険屋ともめてるといえるのは、このパネルってそう簡単に壊れないんですよ。ひょうとか天災の場合には保険屋さんの適用になります。例えば、投石等により穴が開いて、これでそれで修繕というのであれば、これはどういうことかなというようにもたまにあるんです。

それでパネル自体が損傷してる場合には、これはメーカーの保証範囲というのが、多分まだ、ソーラーパネルの設置してからの期間で多分あれば10年くらい保証つけてくれるとはずです。その辺がちょっと釈然としない、この破損というか修繕のその要因はいったいなんなのか、今の2点のやつはつきりしていただきたい。

○議長（井藤 稔君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。まず、体育館の音響設備についてです。入学式あるいはその前の卒業式の時にもあったのですが、喋っているあいさつの途中で音量が上がったり、下がったりして非常に聞きづらくというふうな状況が発生してしまいました。これに伴って、この入学式の後で点検に入っていて、どういったところが問題があるかってことを確認したところ、実際にはミキサー、アンプ、チューナーユニットなどを更新しないといけないというふうな状況で、その判断が出てまいりました。なので、先度の質問については、そういった故障があって、それに対して新しくしないといけないというものが、この体育館の音響設備のことになります。

それからソーラーパネルについての質問がありました。まずその修理については、その保険会社がその修理全体がどういうふうな状況で、いくら掛かったかというふうなことに對して、後どれだけ出すかというふうなこともあって、まず修理をする必要があるというふうなことで伺っております。それで実際のパネルについては、落下物があって、その落下が当たった部分については激しく損傷をしております。その落下の勢いも強かったのか、パネル1枚が完全にひびが入っている状態、今、動作しない状態にあります。なので、それについて今修理が必要になっているところであります。以上です。

○議長（井藤 稔君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） ということは、体育館の音響設備については要するに、心臓部ですね、ミキサー、アンプ、チューナーたぐいの部分が更新しなくちゃいけないというのの、えらい言葉はきれいなんだけれども、そのアンプ、チューナーというのは小学校の体育館建ててからですね、そんなに時間が経たないのに、まあいい器械だったんでしょね。122万もかけてあれするんですかね。すごい話ですね。まあこれちょっと、メーカーの方と再交渉された方がいいと思いますよ。この122万4,000円、すごいお金ですよ。上等なアンプみたいですけども、まあそこまでにしておきます。

それからこのパネル、ようやく判明しましたね。落下物でひび、ヴィレステのあそこの屋上というか、あそこに乗っているパネルの高さまで相当ありますよね。そこに宇宙からの落下物によりひびがはいったということは、相当な勢いで当たって破壊をされたということがようやくわかりました。

これはメーカーの云々とかじゃなくて、それはあくまでも建物全体に保険が入っておればその保険屋さんとの話の交渉になりますよね。それで要するに保険屋さんはこれが故意であるのか、建物全体の保険としての適用の範疇にするのかということ、要するに頭を悩めて今にこういうふうに至って、判断ができかねておるといことが今の現状だということが今ようやくわかりました。ということで、そういうことかなというふうに思います。

しかしながらこれ、6月定例会まで待って、ソーラーパネル早く直す必要があるのかな。なんでこれ急にせめられて、この臨時会に出されて、6月の定例会までの間ってそんなタイムラグそんなないですよ。1ヵ月もないですから。その辺の判断されたのは、その部分はいかなることですか。それを最後に聞いて終わります。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。橋井議員からのご質問にお答えいたします。あの、まず保険の範囲の件ですけども、これ建物全体ということではなくてソーラーパネルそれだけのものが対象となる保険ではなかったかなというふうに認識しているところであります。ちょっと、その破損に至った原因については、結果として割れていたのがみつかったということで、これが何か落ちてきたのか、もしくは雪なのかわかりません。これといった原因かというのはわからないということでございます。が、見つけた以上はなるべく早く修理をしていくということでございますので、この度の議会に上げさせていただいたということでございまして、後ほど保険が適用になるかどうかという所の判断があって、そこでまた後日、歳入で組みさせていただく、お願いするという部分につきましても、あの、手続き上、特に問題があるものではないというふうに認識をしているところでございます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。あの、音響設備の改修、更新に関しては、実際には110万円でございます。後の細かな修繕工事が3点ほどありまして、合計で122万ということでございます。この音響設備の改修に関して先ほども課長が答弁しましたが、ミキサー、パワーアンプ、ワイヤレスチューナー、どんな組み合わせでどういうふうにな具合が起きるのかというのを調査したんですけれども、どれか一つだけ直せばすむという判断はできなかったということで、全体を更新、今のミキサー、パワーアンプ、ワイヤレスチューナー、チューナーユニット、ワイヤレスマイクも含めての更新という判断をしたわけです。

これをですね、実際に工事をした業者に、今の同等のもので更新するとどうかというふうに見積もってもらったところ、203万で、これを音響専門の業者に見積もってもらったところ、同等だけでもメーカーが違う、メーカーが違うもの、音響専門のメーカーですね、ラウンザーですけれども、でやると110万ということでしたので、これはこちらの方で計上した方がいいなというふう考えたところでございます。よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

ここでしばらく休憩といたします。

午後2時22分 休憩

午後2時40分 再開

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（河中 博子君） 再開いたします。地方自治法第106条第1項の規定により議長の交代をいたします。井藤議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、ただちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○副議長（河中 博子君） 異議なしと認めます。したがって、議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して、ただちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議長辞職の件

○副議長（河中 博子君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

〔井藤議長退場〕

○議会事務局長（高森 彰君） 失礼いたします。議長から辞職願を提出されましたので代読させていただきます。

令和3年5月10日、日吉津村議会副議長河中博子様、日吉津村議会議長井藤稔。辞職願、この度一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願いいたします。以上です。

○副議長（河中 博子君） お諮りいたします。井藤議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河中 博子君） 異議なしと認めます。したがって橋井議員の議長辞職を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時43分休憩

午後3時15分再開

追加日程第2 議長の選挙

○副議長（河中 博子君） 再開いたします。ただいま、議長は欠員となりました。お諮りいたします。

議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(河中 博子君) 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更してただちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○副議長(河中 博子君) 議場が閉鎖されました。ただいまの出席議員数は10名です。立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に長谷川議員及び松本議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

[投票用紙配付]

○副議長(河中 博子君) 投票用紙の配付もれはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長(河中 博子君) 配付もれなしと認めます。投票箱を点検していただきます。

[議会議務局長投票箱点検]

○副議長(河中 博子君) 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の指名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会議務局長(高森 彰君) そういたしますと、順次呼びいたします。

1番 長谷川康弘議員、2番 山路有議員、3番 橋井満義議員、4番 三島尋子議員、5番 松本二三子議員、6番 河中博子議員、7番 前田昇議員、8番 松田悦郎議員、9番 加藤修議員、10番 井藤稔議員。

○副議長(河中 博子君) 投票もれはありませんか。

[投票もれなし]

○副議長(河中 博子君) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。長谷川議員及び松本議員、開票の立会をお願いします。

[長谷川議員及び松本議員、立会のうえ議会議務局長開票]

○副議長(河中 博子君) 選挙の結果を報告いたします。投票総数10票、これは先ほどの出席議員

数に符合しております。その内有効投票 9 票、無効投票 1 票、無効投票中 1 票は白票であります。有効投票数井藤議員 3 票、山路議員 6 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって山路有議員が議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（河中 博子君） ただいま議長に当選されました山路有議員が、当議場にいらっしゃいますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

当選承諾及び挨拶を求めます。

○議長（山路 有君） 皆さまのご理解によりまして、こうして日吉津村議会議長に当選することができました。

振り返ってみますと、わたくし 45 年以上社会体育、社会教育とそういう場でこの日吉津村で育ていただきました。今本当に緊急事態というところで、この日吉津村もなんとかこういうところで、日吉津村議会も皆さんが、先ほど申し上げたとおり、村民の皆さんに寄り添った、そしてこのコロナが終息した時には、また、元気な日吉津村が返ってくるよう、今こそ議会としてのこの時期に努力すべきであるというふうに思っております。

性格的に、非常にイエス、ノーのはっきりしている人間ですので、皆さんにも多々ご迷惑をかけるところがあるのではないかなと思っておりますけれども、それは議会の場でもあまりわたしはグレーゾーンというのが好きでないので、またそういうところでは皆さんのご指導を受けながら、この議長職を推進してまいりたいと思っておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いしたいと思います。どうも、ありがとうございました。

○副議長（河中 博子君） それでは議長を交代したいと思います。議長選挙にご協力いただきましてありがとうございました。

これでわたしの方の仕事は終了いたしましたので、山路議長によりしくお願いしたいと思います。

[議長交代]

○議長（山路 有君） そういたしますと、ここでしばらく休憩いたします。

委員会室の方をお願いします。

午後 3 時 31 分休憩

午後 3 時 32 分再開

追加日程第3 議席の一部変更の件

○議長（山路 有君） 再開いたします。お諮りいたします。議長選挙に伴い議席の一部変更の件を日程に追加し、日程の順序を変更していくことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議席の一部変更の件を日程に追加し、日程の順序を変更して行うことに決定いたしました。

追加日程第3、議席の一部変更の件を行います。議長選挙に伴い会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。井藤議員の議席を2番に、山路議員の議席を10番にそれぞれ変更いたします。

それではただいま決定いたしました議席にお着き願います。

ここでしばらく休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時35分再開

追加日程第4 副議長辞職の件

○議長（山路 有君） 再開いたします。副議長河中議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更してただちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって副議長辞職の件を日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、河中議員の退場を求めます。

〔河中議員退場〕

○議長（山路 有君） 職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（高森 彰君） 失礼いたします。河中副議長から辞職願が提出されておりますので、朗読いたします。

令和3年5月10日、日吉津村議会議長様、日吉津村議会副議長河中博子。辞職願、この度一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（山路 有君） お諮りいたします。河中議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、河中議員の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 37 分休憩

午後 3 時 40 分再開

追加日程第 5 副議長の選挙

○議長（山路 有君） 再開いたします。ただいま副議長が欠員になりました。お諮りいたします。副議長選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、日程の順序を変更して、ただちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第 5、副議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（山路 有君） ただいまの出席議員数は 10 名です。立会人を指名いたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に長谷川議員及び松本議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔議会事務局長投票用紙配布〕

○議長（山路 有君） 投票用紙の配付もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 配付もれなしと認めます。投票箱を点検します。

〔議会事務局長投票箱点検〕

○議長（山路 有君） 異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、職員の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長（高森 彰君） そういたしますと、順次お呼びいたします。

1 番 長谷川議員、2 番 井藤議員、3 番 橋井議員、4 番 三島議員、5 番 松本議員、6 番 河
中議員、7 番 前田議員、8 番 松田議員、9 番 加藤議員、10 番 山路義議員。

○議長（山路 有君） 投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 投票もれなしと認めます。投票を終了いたします。開票を行います。長谷川
議員及び松本議員、開票の立会をお願いいたします。

〔長谷川議員及び松本議員立会のうえ議会事務局長開票〕

○議長（山路 有君） 選挙の結果を報告いたします。投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員数
に符号しております。その内有効投票 8 票、無効投票 2 票、無効投票中 2 票は白票であります。有効
投票中松田議員 8 票以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、
松田悦郎議員が副議長に当選されました。議場を開錠します。

〔議場開錠〕

○議長（山路 有君） ただいま副議長に当選されました松田議員が、当議場にいらっしゃいますの
で、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

当選承諾及び挨拶を求めます。よろしくをお願いします。

○副議長（松田 悦郎君） この度、副議長に当選いたしました松田です。最初にあいさつに述べたと
おりですので、統制力やら副議長の職務をですね、本当に精いっぱい頑張って、ここで議長を助ける
じゃなくて、わたしの副議長の職務を頑張って、皆さん方に信頼をされるように行きたいと思いま
すので、何卒よろしくをお願いします。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） ここでしばらく休憩いたします。

5 午後 3 時 0 分休憩

午後 4 時 47 分再開

日程第 6 常任委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第 6、常任委員会委員の選任を行います。お諮りいた
します。常任委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、お手元に配付しまし
た名簿のとおり選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員はお手元に配布しました名簿の

とおりに選任することに決定しました。それでは常任委員会委員の選任に伴います常任委員長及び副委員長互選のためそれぞれ委員会をお開き願いたいと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 4 時 48 分休憩

午後 4 時 49 分再開

日程第 7 常任委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第 7、常任委員長、副委員長の互選の結果の報告を行います。休憩中に開かれまして各常任委員会におきまして、常任委員選任に伴います委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果、総務経済常任委員長に橋井議員、副委員長に三島議員、教育民生常任委員長に前田議員、副委員長に松本議員、広報広聴常任委員長に松本議員、副委員長に長谷川議員、以上のとおり、それぞれに決定しましたので報告いたします。

日程第 8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（山路 有君） 日程第 8、議会運営委員会委員の選任を行います。お諮りいたします。議会運営委員会の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によりお手元に配布しました名簿のとおり選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員はお手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。それでは議会運営委員の選任に伴います委員長及び副委員長互選のため委員会を開き願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

午後 4 時 50 分休憩

午後 4 時 51 分再開

日程第 9 議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） 再開いたします。日程第 9、議会運営委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。休憩中に開かれまして議会運営委員会におきまして、委員選任に伴います委員長及び副委

員長の互選が行われました。その結果議会運営委員長に加藤議員、副委員長に橋井議員、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

追加日程 第6 行財政調査特別委員長、副委員長の互選結果の報告について

○議長（山路 有君） お諮りいたします。休憩中に行財政調査特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。行財政調査特別委員会委員長、副委員長の互選の結果の報告を日程に追加し、報告いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、行財政調査特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、報告することに決定しました。

追加日程第6、行財政調査特別委員長、副委員長の互選の結果の報告を行います。行財政調査特別委員会委員長に松田議員、副委員長に前田議員が互選されましたので、報告いたします。

追加日程 第7 鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙について

○議長（山路 有君） 井藤議員から鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の辞職願が提出され、組合議会議員に欠員が生じた旨連絡がありました。

お諮りします。鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第7、鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

鳥取県西部広域行政管理組合議会議員に、山路議長を指名します。お諮りします。ただいま指名し

ました山路議長を鳥取県西部広域行政管理組合議会議員の当選人として、定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、山路議長が鳥取県西部広域行政管理組合議会議員に当選しました。会議規則第 33 条 2 項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程 第 8 米子市、日吉津村中学校組合議会議員の互選について

○議長（山路 有君） 井藤議員と松田議員から米子市、日吉津村中学校議会議員の辞職願が提出され、米子市、日吉津村中学校組合議会議員に欠員が生じた旨が連絡がありました。お諮りします。米子市、日吉津村中学校組合議会議員の互選を日程を追加し、ただちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、米子市、日吉津村中学校組合議会議員の互選を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 8、米子市、日吉津村中学校組合議会議員の互選を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

米子市、日吉津村中学校組合議会議員に山路議員、前田議員 2 名を指名します。お諮りします。ただいま指名しました山路議員、前田議員 2 名を米子市、日吉津村中学校組合議員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、山路議員、前田議員の 2 名が米子市、日吉津村中学校組合議会議員に当選しました。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

追加日程 第9 鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（山路 有君） 河中議員から鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職願が提出され、鳥取県後期高齢者医療広域連合議員に欠員が生じました。お諮りします。鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、ただちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第9、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定より、指名推薦としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定をいたしました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定をいたしました。鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に山路議員を指名します。お諮りいたします。ただいま指名しました山路議員を鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、山路議員が鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

追加日程 第10 南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙

○議長（山路 有君） 井藤議員と松田議員から南部箕蚊屋広域連合議会議員の辞職願が提出され、南部箕蚊屋広域連合議会議員に欠員が生じた旨連絡がありました。

お諮りします。南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙を日程

に追加し、ただちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第 10、南部箕蚊屋広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定をいたしました。南部箕蚊屋広域連合議会議員に山路議員、前田議員 2 名を指名をいたします。お諮りします。ただいま指名しました山路議員、前田議員を、南部箕蚊屋広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。よって、山路議員、前田議員が南部箕蚊屋広域連合議会議員に当選しました。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（山路 有君） 以上で本臨時会に付議されました議案はすべて終了しました。これをもって会議を閉じ、令和 3 年第 3 回日吉津村議会臨時会を閉会いたします。

午後 5 時 04 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員